

# 概要版

## 高槻市第6期障がい福祉計画 及び第2期障がい児福祉計画

### 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

#### ●計画策定の趣旨

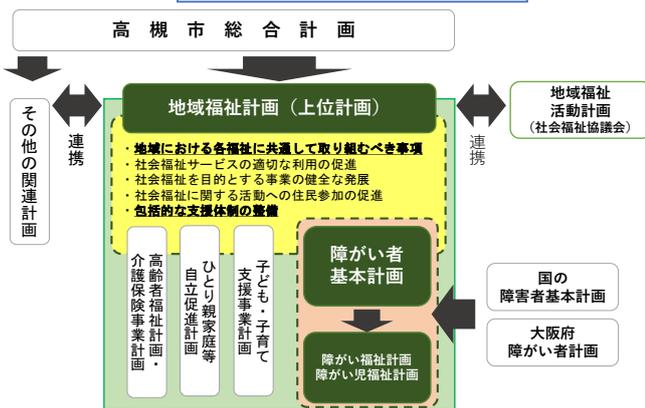
令和3年度を初年度とする「第2次高槻市障がい者基本計画」に掲げる基本理念の実現に向けて、今後の障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービス等の提供の方向性を定めるため、平成30年度に策定した前計画を改め、「高槻市第6期障がい福祉計画」及び「高槻市第2期障がい児福祉計画」を新たに策定するものです。

#### ●計画の位置づけと期間

計画は、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」として策定しており、「第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の関連する他の計画との整合性を図っています。

計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

関係計画との関係図



計画期間

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
高槻市総合計画	H23~								~R12
地域福祉計画・地域福祉活動計画	H28~								
障がい者基本計画	H27~								
障がい福祉計画・障がい児福祉計画									
<参考>									
国の障害者基本計画									
大阪府障がい者計画	H24~								

#### ●障がい者施策の基本的な考え方

##### 第2次高槻市障がい者基本計画の基本理念

高槻市に住むすべての人々が、夢を育み、  
安心して暮らせる 自治と共生のまちづくり

##### 障がい者施策の展開の方向性

- ◆ 個人としての尊厳の尊重
- ◆ 地域における生活支援の充実
- ◆ 自立と社会参加の促進
- ◆ 人にやさしいまちづくりの推進

## ●成果目標と活動指標の設定にあたって

計画で掲げる成果目標、障がい福祉サービス等の見込量など活動指標の設定にあたっては、国の「基本指針」や大阪府の「基本的考え方」を踏まえるとともに、障がい児者のサービス利用意向、過去の利用実績、平均的な一人あたりのサービス利用量、市内の事業所数及び定員の増減などを勘案し、設定しています。

## 第6期障がい福祉計画の成果目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域生活への移行者数＝13人</li> <li>●福祉施設入所者の削減＝3人削減</li> </ul>
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築＜大阪府が設定＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>●精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数＝316日以上</li> <li>●精神病床における1年以上長期入院患者数＝285人</li> <li>●精神病床における退院率＝ 3か月後 69%以上、6か月後 86%以上、1年後 92%以上</li> </ul>
③地域生活支援拠点等が有する機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域生活支援拠点の運用状況検証について、自立支援協議会内に検証ワーキングを設置し、年1回以上の検証を実施</li> </ul>
④福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉施設から一般就労への移行＝90人</li> <li>●就労定着支援事業の利用者数＝ 就労移行等を通じた一般就労移行者のうち7割</li> <li>●就労定着支援事業所ごとの職場定着率＝ 8割以上の事業所の割合を全体の7割以上</li> <li>●就労継続支援B型事業所の工賃の平均額＝13,836円</li> </ul>
⑤相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するため、福祉相談支援課内に設置した基幹相談センターの活動を充実させる</li> </ul>
⑥障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>●請求事務における過誤調整項目、内容について、集団指導等の場で情報共有する体制を構築する。 (感染症対策を行い、効果的な方法で実施)</li> </ul>

## 主な障がい福祉サービスの月あたり見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数	830人	839人	847人
	利用時間	10,398時間	10,606時間	10,818時間
重度訪問介護	利用者数	15人	17人	19人
	利用時間	5,077時間	5,491時間	5,905時間
同行援護	利用者数	125人	121人	118人
	利用時間	1,988時間	1,949時間	1,910時間
短期入所	利用者数	442人	445人	448人
	利用日数	1,570人日	1,579人日	1,588人日
行動援護	利用者数	15人	17人	19人
	利用時間	224時間	260時間	296時間
生活介護	利用者数	1,049人	1,074人	1,096人
	利用日数	19,896人日	20,371人日	20,789人日

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	利用者数	223人	239人	256人
	利用日数	2,007人日	2,151人日	2,304人日
就労継続支援A型	利用者数	227人	255人	285人
	利用日数	3,292人日	3,698人日	4,133人日
就労継続支援B型	利用者数	594人	629人	667人
	利用日数	7,603人日	8,051人日	8,538人日
就労定着支援	利用者数	174人	179人	190人
療養介護	利用者数	52人	53人	54人
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	455人	487人	521人
施設入所支援	利用者数	213人	212人	211人
計画相談支援※	利用者数	429人	491人	553人
地域移行支援	施設から	1人	1人	2人
	病院から	2人	2人	2人
地域定着支援	利用者数	2人	3人	4人

※年間のサービス利用支援及び継続サービス利用支援の延べ利用者数を12月で除算したものです。

## 主な地域生活支援事業の年間見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業		8か所	8か所	8か所
成年後見制度利用支援事業		12人	14人	16人
手話通訳者派遣事業	利用件数	707件	719件	731件
	利用時間	1,100時間	1,118時間	1,137時間
日常生活用具給付	介護・訓練支援用具	36件	37件	38件
	自立生活支援用具	96件	96件	96件
	在宅療養等支援用具	86件	86件	86件
	情報・意思疎通支援用具	95件	97件	99件
	排泄管理支援用具	6,866件	7,072件	7,284件
移動支援事業	利用者数	1,119人	1,124人	1,130人
	延べ利用時間	159,270時間	160,334時間	161,465時間
地域活動支援センター	I型	192人	195人	198人
	II型	152人	149人	146人
	III型	40人	41人	42人
訪問入浴サービス		964件	996件	1,029件
日中一時支援		17,735単位	17,911単位	18,089単位

## 第2期障がい児福祉計画の成果目標

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童発達支援センターの設置＝設置済</li> <li>●保育所等訪問支援の充実＝設置済</li> </ul>
②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童発達支援事業所＝1か所以上</li> <li>●放課後等デイサービス＝2か所以上</li> </ul>
③医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援協議会等を活用し、コーディネーターを福祉・医療関係の各1名配置の上、関係機関の協議の場を開催</li> </ul>

## 主な障がい児福祉サービス等の月あたり見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数	752人	827人	910人
	利用日数	3,438人日	3,747人日	4,085人日
医療型児童発達支援	利用者数	50人	50人	50人
	利用日数	264人日	264人日	264人日
放課後等デイサービス	利用者数	1,056人	1,144人	1,239人
	利用日数	7,115人日	7,638人日	8,199人日
保育所等訪問支援	利用者数	15人	17人	19人
	訪問回数	45回	49回	53回
障がい児相談支援	利用者数	142人	145人	149人

## 計画の推進に向けて

障がいのある人が、身近な所で、福祉制度や障がい福祉サービスなどについての情報を得たり発信したりできるよう、情報アクセシビリティの向上に取り組むとともに、サービスの利用に際して自己選択・自己決定ができるよう、相談支援事業者のさらなる確保と連携の強化を図り、スキルアップや情報提供など質的な充実を促進します。また、利用者のニーズに対応した適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・情報提供などに努めます。

計画の進捗状況については、各分野におけるサービス量等の把握を行った上で、成果目標の進捗状況やその背景等について分析し、成果目標の達成に向けた今後の取組の検討を行います。

### 高槻市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画《概要版》

令和3（2021）年3月発行

高槻市 健康福祉部 福祉事務所 障がい福祉課

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 電話(072)674-7164 FAX(072)674-7188